



三重県公報

平成30年5月29日（火）

第 3009 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
370	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	2
371	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
372	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
公 告			
	平成30年第1回三重県財政状況の公表	(財政課)	3
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	3
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	4
	土地改良事業の工事の完了	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	5
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	(建設業課)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	6
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	6
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	9

告 示

三重県告示第 370 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470205549	特別養護老人ホームさくらスマイル	四日市市浜一色町 15 番 14-1 号	社会福祉法人桜コミュニティ	四日市市浜一色町 15 番 14-1 号	平成 30 年 4 月 1 日	60
2470205556	特別養護老人ホーム高浜楽々館	四日市市高浜町 8 番 26 号	社会福祉法人すずらん福祉会	四日市市日永一丁目 3 番 18 号	平成 30 年 4 月 1 日	60
2470505567	特別養護老人ホームグリーンヒル	津市緑ヶ丘一丁目 1 番地 2	社会福祉法人あけあい会	津市緑ヶ丘一丁目 1 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日	60
2471201364	特別養護老人ホーム 伊賀の街（ユニット型）	伊賀市小田町 346-1	社会福祉法人敬峰会	津市中央 4 番 19 号	平成 30 年 4 月 1 日	40
2471201372	特別養護老人ホーム 伊賀の街	伊賀市小田町 346-1	社会福祉法人敬峰会	津市中央 4 番 19 号	平成 30 年 4 月 1 日	40

三重県告示第 371 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	日本調剤 江戸橋薬局	津市江戸橋一丁目 143 番 2		薬局	平成 30 年 5 月 1 日
薬局	アイリス調剤薬局 桑名店	桑名市寿町 3 丁目 63 番		薬局	平成 30 年 5 月 1 日
薬局	あたご調剤薬局ほしみが丘店	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 304-1		薬局	平成 30 年 5 月 1 日
薬局	しょうなん調剤薬局 総合医療センター前店	桑名市寿町 3 丁目 27 番		薬局	平成 30 年 5 月 1 日
薬局	さんあい薬局株式会社 桜台店	四日市市桜台一丁目 31-12		薬局	平成 30 年 5 月 1 日
薬局	くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1		薬局	平成 30 年 3 月 1 日
薬局	三日市南薬局	鈴鹿市三日市町 1963 番地		薬局	平成 30 年 3 月 1 日
薬局	たまがき調剤薬局	鈴鹿市南玉垣町 6814-11		薬局	平成 30 年 3 月 1 日
訪問看護	亀山市立医療センター訪問看護ステーション	亀山市亀田町 466 番地 1		訪問看護	平成 30 年 5 月 1 日

三重県告示第 372 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重キセキ販売株式会社	代表取締役 松田 英明	津市垂水字中境 499 番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
木下 修一	■■■■■■■■■■	玄米	K2321063
出口 敦司	■■■■■■■■■■	玄米	K2322070

公 告

平成 30 年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおりに公表します。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市稲生西 2 丁目 4-28	鈴鹿市稲生町杉本 433 ほか 41 筆
樋口 秀樹	鈴鹿市稲生塩屋 1-5-3	鈴鹿市稲生町沼の井 302 ほか 7 筆
平田 俊夫	鈴鹿市稲生町 9081	鈴鹿市稲生町柳木沢 5312-3 ほか 21 筆
樋口 廣己	鈴鹿市稲生塩屋 1-13-1	鈴鹿市稲生町寺屋敷 224-2 ほか 2 筆
樋口 完	鈴鹿市野村町 6	鈴鹿市野村町起 540 ほか 9 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市柳町 1190-1	鈴鹿市柳町東中島 1735 ほか 19 筆
益川 征	鈴鹿市甲斐町 1137	鈴鹿市弓削町寺田 870-1 ほか 4 筆
田中 芳孝	鈴鹿市甲斐町 191-2	鈴鹿市甲斐町西浦 1209-1
株式会社 林営農センター	津市殿村 727	津市殿村折敷田 1351 ほか 2 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木立町 5162 ほか 2 筆
山岸 泰平	津市白山町稲垣 115	津市白山町古市中切 1326
株式会社 石橋グリーンファーム	津市一志町石橋 249 番地	津市一志町石橋前沖 625
西谷 友樹	松阪市川井町 672-3 アプニール 21 102 号	松阪市飯高町森字中東 3348

有限会社 玉善	松阪市嬉野黒野町 1878-1	松阪市上ノ庄町字八幡 166 ほか 3 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市粟野町久保 156 ほか 29 筆
西岡 孝明	伊勢市粟野町 1044 番地	伊勢市粟野町池ノ向 855 ほか 3 筆
庄司 和稔	尾鷲市三木里町 1047-1	尾鷲市三木里町上岡 752 番ほか 2 筆
桧平 誠	熊野市紀和町大栗須 142-1	熊野市紀和町大栗須大前 284 ほか 5 筆
有限会社 すぎもと農園	南牟婁郡御浜町神木 394	南牟婁郡紀宝町大里田代 3461-1 ほか 4 筆

2 農用地利用配分計画の認可日
平成 30 年 5 月 29 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

白山町土地改良区（津市白山町川口 892 番地）

退任理事

津市白山町南家城 959 番地
 " " 藤 291 番地
 " " 山田野 1788 番地
 " " 稲垣 152 番地
 " " 藤 191 番地
 " " 南家城 1082 番地
 " " " 1538 番地 1
 " " " 370 番地 1
 " 白山町北家城 395 番地
 " 白山町川口 5068 番地
 " " " 3225 番地
 " " 岡 246 番地
 " " 川口 845 番地 4

松 森 久 志
 岩 脇 元 男
 岡 田 利 彦
 堀 政 純
 松 本 善 市
 岩 脇 輝 明
 岩 崎 芳 和
 中 西 慶 徳
 安 田 一 雄
 西 田 稔
 池 田 昌 司
 岡 本 知 順
 村 上 勝 利

退任監事

津市白山町南家城 1080 番地
 " " 山田野 677 番地 1
 " " 南家城 1458 番地
 " " 川口 1158 番地 1

岩 崎 泉
 志 村 久 行
 植 松 宣 央
 坂 下 敏 夫

就任理事

津市白山町南家城 1538 番地 1
 " " 北家城 395 番地
 " " 稲垣 253 番地 1
 " " 山田野 205 番地
 " " 八対野 1030 番地
 " " 南家城 1080 番地
 " " 藤 681 番地
 " " 南家城 1170 番地 1
 " " " 370 番地 1
 " " 川口 3225 番地
 " " " 1158 番地 1
 " " 三ヶ野 2903 番地 1
 " " 川口 8371 番地 1

岩 崎 芳 和
 安 田 一 雄
 川原田 金 吾
 森 川 茂 幸
 中 村 安 男
 岩 崎 泉
 岡 田 浩 一
 神 尾 秀 人
 中 西 慶 徳
 池 田 昌 司
 坂 下 敏 夫
 大 野 寛
 前 川 伸 一

就任監事

津市白山町藤 191 番地

〃 〃 山田野 677 番地 1

〃 〃 南家城 1072 番地

〃 〃 川口 2476 番地

松 本 善 市

志 村 久 行

岩 崎 溥

奥 川 重 光

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農業水利施設保全合理化事業	七保地区	平成 30 年 3 月 29 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 5 月 10 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

伊賀市伊勢路、同市下川原、同市北山、同市勝地、同市妙楽地、同市瀧、名張市赤目町丈六、同市赤目町相楽、同市赤目町新川、同市赤目町檀、同市赤目町星川、同市赤目町柏原、同市赤目町一ノ井、同市赤目町長坂、同市赤目町すみれが丘、同市青蓮寺、同市百合が丘及び同市南百合が丘

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 処分をした年月日

平成 30 年 5 月 21 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名及び営業所の所在地

株式会社美里 代表取締役 齋田 和利

住 所 三重県津市美里町家所 4654 番地 1

3 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の全て

(2) 停止を命ずる期間

平成 30 年 6 月 4 日から同月 10 日までの 7 日間

4 処分の原因となった事実

株式会社美里は、有限会社美里建設から会社分割して設立され、建設業の営業について承継し、かつその営業に関して継続性及び同一性を有すると認められる建設業者である。

同社に建設業の営業を承継した有限会社美里建設の取締役は、法人税法違反、消費税法違反及び地方税法違反により懲役刑が確定している。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 5 月 10 日	三重郡川越町大字豊田字城ノ内 211-1	四日市市小生町 873 株式会社リョーケン 代表取締役 寺 本 弘 幸
平成 30 年 5 月 11 日	亀山市井尻町字門之田 993-8 ほか 1 筆及び和田町字南之口 1-12 ほか 2 筆	亀山市両尾町 2094 田 中 爲 廣
平成 30 年 5 月 15 日	多気郡明和町大字齋宮字北野 3849-4	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村 林 明 和
平成 30 年 5 月 16 日	三重郡川越町大字当新田字源治甚六 360-1	三重郡川越町大字豊田一色 442 館 昭 夫
平成 30 年 5 月 17 日	伊勢市御園町高向字高野 304-3 ほか 5 筆	松阪市小片野町 738-1 株式会社ランド企画 代表取締役 武 田 貢
平成 30 年 5 月 18 日	松阪市駅部田町字笠田 815-1 ほか 3 筆	松阪市高町 450-1 丸亀不動産有限会社 代表取締役 竹 上 秀 洋
平成 30 年 5 月 21 日	松阪市曲町字仁王堂 1779	松阪市久保町 1846-59 ロイヤルゆき 301 号室 西 俣 比呂志 西 俣 有 紀

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 5 月 16 日	南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野平 2192-2 ほか 5 筆	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 紀宝町長 西 田 健

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 5 月 29 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第 2 種中間検査 B）

(2) 委託業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成 30 年 7 月 29 日（日）から同年 9 月 11 日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

落札事業者（契約相手方）が所有するドック施設内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 施工船舶の定係港である和具浦港から288マイル（約460km）以内の距離に工事を履行するドック施設を有すること。

オ 過去3年間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年6月29日（金）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 過去3年間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有することを証明する書類（契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 駒田

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年7月13日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年7月6日（金）17時までに行います。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年7月13日（金）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年7月13日（金）14時まで

なお、入札書は平成30年7月6日（金）から同月13日（金）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第2種中間検査B）

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年7月13日（金）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Required:

Summer docking of the training ship "Shirochidori" (Second type Midterm inspection B)

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submissions via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, July 13, 2018.

(Submissions by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, July 6, 2018 and 2:00 P.M. on Friday, July 13, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, July 13, 2018.

(4) Managing Authority:

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年5月29日

三重県知事 鈴木英敬

1	特定役務の名称	三重県総合税システム維持管理業務委託
2	担当部局	津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階 三重県総務部税務企画課電算班
3	契約の相手方を決定した日	平成30年3月26日
4	契約の相手方	三重県津市羽所町700番地 富士通株式会社三重支店 支店長 藤田 真人
5	契約金額	74,520,000円（うち消費税及び地方消費税5,520,000円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
